

第196回

近畿地方交通審議会  
神戸船員部会議事録

令和7年1月24日

神戸運輸監理部

[第196回 近畿地方交通審議会 神戸船員部会議事録]

1. 日 時 令和7年1月24日(金) 10時30分から
2. 場 所 神戸運輸監理部 調停室
3. 出席者  
(公益委員) 湊部会長、櫻庭委員(Web)、石黒委員、寺尾委員  
(労働者委員) 浦委員、和田委員(欠)、中野委員(欠)  
(使用者委員) 南委員(欠)、加藤委員、山中委員  
(運輸監理部) 岡村海事振興部長、土谷海事振興部次長  
熊澤海上安全環境部調整官(欠)  
(事務局) 中江船員労政課長、江川船員職業安定係長
4. 議 事
  - (1) 管内の雇用状況等について
  - (2) 船員に関する特定最低賃金の改正について
  - (3) その他
5. 閉 会

## [ 議 事 概 要 ]

### 海事振興部次長

少し早いですが、第196回近畿地方交通審議会神戸船員部会を開催いたします。  
部会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

### 部会長

皆様、本日も簡潔な議事運営にご協力をお願いします。  
それでは、事務局から、委員の出欠状況及び資料の確認をお願いします。

### 海事振興部次長

本日は、使用者委員1名と、労働者委員2名が欠席されておりますが、公益委員1名がオンラインにご出席いただいております。したがって、運営規則に定める、公労使委員各1名以上並びに全委員の過半数出席を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることをご報告いたします。なお、行政側は、海上安全環境部調整官が所用により欠席しております。

続きまして、配付資料のご確認をお願いいたします。

- ・議事次第
- ・資料1 「第195回近畿地方交通審議会 神戸船員部会 議事録（案）」
- ・資料2 「神戸管内船員職業紹介等実績（12月分）」
- ・資料3 「全国版船員職業紹介実績一覧表（11月分）」
- ・資料4 「船員最低賃金関係資料」
- ・神戸船員部会情報

本日の資料は以上となっておりますが、過不足等はございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

### 部会長

それでは、議事に入ります。

最初に、第195回船員部会の議事録の承認について、お諮りします。お手元に配付されています資料1の議事録をご確認ください。

案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

### 部会長

異議なしということで、承認されたものといたします。

続きまして、議題(1)の「管内の雇用状況等について」について、船員労政課長から説明をお願いします。

## 船員労政課長

それでは、資料2に基づき、神戸管内の船員の雇用状況等について、簡単にご説明いたします。

12月期の新規求人件数は24件で、前月差▲20件、前年同月差▲18件、月間有効求人件数は97件で、前月差±0件、前年同月差+3件でした。

新規求職件数は5件で、前月差▲3件、前年同月差▲1件、月間有効求職件数は19件で、前月差▲3件、前年同月差+2件でした。

ちなみに、新規求職者の平均年齢は51.8歳、月末有効求職者の最高年齢は69歳で、11月に求職された方です。

次に、求人側から見た成立件数は1件、求職側から見た成立件数は2件でした。

詳細は、4ページにあります管内取扱求人者の成立一覧表をご覧ください。

次に、12月の月間有効求人倍率は5.11倍で、前月比+0.70ポイント、前年同月比では▲0.42ポイントでした。

続いてページ数2ページ目、管内の求人・求職・成立の内訳をご覧ください。

新規求人24件の内訳をご報告します。

職員が18件、部員が6件、船種別では、RORO船、ガット船、給油船、ケミカル船、タンカー船を含む貨物船が18件、旅客船が2件、ハーバータグを含むその他船舶が3件、漁船が1件でした。

甲機別では、甲板部の求人が20件、機関部の求人が4件でした。

次に、新規求職者5名の内訳をご報告します。

職員が4名、部員が1名、船種別では、自動車運搬船、タンカー船を含む貨物船が4名、旅客船を希望する方が1名でした。

甲機別では、甲板部が3名、機関部は1名、事務（司厨）部を希望される方が1名でした。

年齢構成としては、30歳未満が0名、30歳代が0名、40歳代が2名、50歳代が3名、60歳以上は0名でした。

次のページ、新規求職者年代別離職理由をご覧ください。

求職者の離職理由のうち、会社都合が2名、乗船（在職）中が1名、その他の方が2名おられました。

5ページにある紹介状況につきましては、後ほどご覧ください。

10ページ、資料2の最後です。

雇用保険失業給付等について、前月末現在の受給者が6名、12月中の新規受給者が2名で、その他として、他局で海大での受講指示を受け、移管されてきた方が1名の合計9名の方に、基本手当として1,786,957円を支給しました。

下段に記載があります就職促進給付については、就職が決まった2名の方に948,378円を支給、高年齢求職者給付については、11月7日に申請があった方に347,250円を支給し、合計3,082,585円を支給しております。

資料3をご覧ください。こちらは、本省海事局が取りまとめた全国の船員職業紹

介実績の一覧表になります。

全国の船員の11月分の実績は、新規求人件数が1,195件、新規求職件数が161件、有効求人倍率は5.62倍で、前月比+0.61ポイントでした。

簡単ですが、説明は以上になります。

部会長

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。ずるずるずるずると有効求人倍率が上がってるなという印象が。

船員労政課長

そうですね。

部会長

ずるずるという感じがしますね。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

部会長

ほかにないようでしたら、議題2、船員に関する特定最低賃金の改正について、事務局から説明をお願いします。

海事振興部次長

最初に、お手元の資料4、船員最低賃金関係資料をご覧くださいながら、ご説明いたします。

船員最低賃金の改正に係る全国の審議等状況につきまして、前回、船員部会以降の変更部分を赤字にて記載しております。ご覧いただきましたとおり、まだ一部、審議を終えてない業種も含まれておりますが、早いところでは、既に答申を受けた船員の特定賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する官報公示の段階に到達している局もございます。

次に、神戸の最賃関係手続の進捗状況です。前回部会において答申案報告のご承認を受けまして、同日の12月24日付で近畿地方交通審議会会長宛てに報告をいたしました。今月に入りまして、近畿地方交通審議会会長に近畿船員部会の報告と併せて決裁をいただき、1月16日付で神戸運輸監理部長あてに答申がございました。

これを受けまして、1月20日付で神戸運輸監理部から本省に、船員の特定賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示を依頼しておりますので、現在は官報公示日の連絡待ちの状況です。官報に掲載され、15日間の公示期間中に異議

申立てが無ければ、決定の手続に入りまして、改めて最賃改正額決定の官報公示を経まして、官報掲載日の30日後に改正最低賃金の効力が発生する運びになります。現時点では昨年並みのスケジュールで事務手続が進んでおりますので、最低賃金改正の効力発生日も、大体昨年と同時期の4月上旬が可能かと見込んでおります。今後も最賃改正の進捗状況については、随時、神戸船員部会において報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、資料4の内容のお取扱いにつきましては、毎回お願いしておりますが、内部限りの取扱いとご注意いただきますようお願いいたします。

事務局から、手続の進捗状況に係る説明は以上になります。

部会長

先ほどの報告に対する質問等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

(なし)

部会長

よろしいでしょうか。

事務局から、まだほかにありますか。

海事振興部次長

続きまして、前回部会において労働者委員から、漁業最賃に係る意見書の取扱い等位、運用通達の配付に関するご発言を2点いただきましたことにつきまして、事務局から説明、回答させていただきます。

まず、基本的な通達の取扱いに関して説明させていただきますと、国土交通省所管の告示、通達の取扱いについては、一定の条件に適合するものについては本省のホームページからダウンロードができるようになっておりますが、当該通達はこの対象になっておりません。

この対象外となっている通達につきましては、有料になりますが、開示請求手続をしていただきますと開示することが可能となります。当該通達はこちらに該当いたします。皆さまご存じだと思うのですが、その内容に不開示情報が含まれている場合は、黒塗りをして、その部分を除いての部分開示になります。従いまして、当該通達をコピーして、この場で配付するという取扱いは差し控えさせていただきます。

次に、官報公示を受けて、近畿地方交通審議会会長宛てに提出された今回の意見書につきましては、近畿地交審会長に報告しております。今後の取扱いにつきましても、当該官報公示により、最賃の決定またはその改正もしくは廃止の決定について意見書の提出がございましたら、神戸運輸監理部がお預かりする形で受領して、近畿地交審会長に報告し、会長から神戸船員部会長に意見書が託され、神戸の最賃

部会の審議資料として取り扱うという整理になります。

意見書には、専門部会の指名についての内容が含まれておりましたが、これについては、神戸船員部会運営規則に、神戸船員部会長権限にて行うものと定めておりますので、その判断、対応は神戸船員部会長が行います。

事務局からの説明は以上となります。

部会長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等があれば、お願いします。

労働者委員

さっきの通達の話だけど、有料なら開示されるというものなの。

海事振興部次長

開示請求手続をとおしてであれば、開示することができる、という意味合いです。

労働者委員

それを有料にしたら見られる、どうぞ、開示しますよ。その線引きはどこにあるんですか。

海事振興部次長

ホームページに掲載されています。

労働者委員

ホームページで開示するものと、有料ならどうぞという部分の線引きはどこですか。

海事振興部次長

本省のホームページで見ることができる通達の条件が掲載されており、その条件に合わないものが、いわゆる開示請求手続を経ないとお見せできないという取扱いになります。その条件が、ホームページには記載してあって、国民に広く一般に開示すること云々の条件が、申し訳ありませんがいま手元に資料を持ち合わせておりませんので正確な説明ができません。

労働者委員

国民に広く一般に周知すべきものはホームページに載せるということでしょうけども、仮に最賃の委員の選任についての部分は、もちろん部会長が選任の権限があるんですよね。

海事振興部次長

はい。

労働者委員

部会長にもそれを示さないのはおかしい話で、逆に選任される我々にもそれを見せてもおかしくないものだと思うんです。それを、なぜひた隠しにするのか。

海事振興部次長

コピーをしてお渡しをするという取扱いをしていないだけです。

労働者委員

分かりました。次年度の最賃の際には、その内容をつまびらかに説明していただきたい。

海事振興部次長

分かりました。

労働者委員

読み上げでも構いません。その通達について読み上げる形で、そうしたら議事録に残るので、我々は見られるから。

海事振興部次長

一般的に開示請求をしないと見せられない通達の内容を議事録に載せることは、差し控えたいと思います。

労働者委員

簡略化してもいいから、我々は議事録に残しておきたいんです、その考え方。

海事振興部次長

考え方をでしょうか。

労働者委員

考え方というか、その内容を。かみ砕いてでも構いませんから、説明していただいて。

あと、意見書の件だけど、先ほどの説明では、ちゃんと監理部長じゃなくて、何だっけ。



海事振興部次長

地交審会長です。

労働者委員

ええ。会長に上げて、それを部会長にも付託するという話だったけど、前々回で私が質問した際には、今回の意見書については事務局内で処理をしたという話だったんだけど、その整合性についてはどうなってますか。

海事振興部次長

前回も少し説明をさせていただきましたが、今年の船員最賃専門部会の取扱いとして、会長に意見書提出があった時点で報告することができておりませんでした。それは間違いであったと思っておりますので、今回、遅ればせながら近畿地交審会長には報告いたしました。次年度以降は、締切りまでに提出があったものについては近畿地交審会長に報告する形にしたいと思います。報告した後の流れは、先ほどご説明したとおりです。

労働者委員

完全に手続ミスですね。

海事振興部次長

そうですね。

労働者委員

だって、非常に重要な内容じゃないですか、委員の選任の話は。それを事務局内で処理して、忘れて、手続を間違っていました、次年度以降はちゃんとしますというやり方だけでいいのかね。

海事振興部次長

ただ、委員の指名に関しては、神戸船員部会長の権限をもって行うものだという事だけは、ご理解いただきたいです。

労働者委員

それは、もちろん分かってます。

海事振興部次長

意見書の取扱いとして、今回適切ではなかったことに関しては、今後、改めたいと思います。

労働者委員

今後改めるのはいいんだけど、今まで何回も我々、ずっと毎年毎年上げてます。

海事振興部次長

はい。

労働者委員

それも、ずっと同じ扱いしてたということですか。

海事振興部次長

正直申しまして、そうなっておりました。これまでの意見書を見ておりましたら、会長宛てになっているものもあれば、神戸運輸監理部長宛てになっているものもあったりばらばらでしたので、その都度判断されたものかと。

労働者委員

原則的には会長宛てやね？

海事振興部次長

はい。官報公示は、近畿地交審会長名で行っておりますので。ただ、その都度ど  
ういう判断をしたかとかいうことは記録が残ってないので、ご説明することができ  
ません。

労働者委員

分かりました。次年度以降、しっかり改めてください。

海事振興部次長

承知いたしました。

部会長

ほか、よろしいでしょうか。

(なし)

部会長

ないようでしたら、議題3、その他に移ります。

委員の皆様から何かございましたら、ご発言をお願いします。

公益委員の方、いかがですか。

(公益委員なし)

部会長

労働者委員の方、いかがですか。

労働者委員

いや、特段ございませんけど、1つだけ。

皆さんにお礼というか、先般、私ども全日本海員組合関西地方支部で1月10日に新春旗開きを開催して、部会長を含めて事務局の方も参加していただき、ありがとうございました。

5年ぶりの開催で、人がどれだけ集まってくれるのか心配だったんですけど、盛大に開催できて、それは皆さんのおかげだと思っております。どうもありがとうございました。内容とはそぐわないですけど、一応、お礼で。ありがとうございました。

部会長

盛大な会にお招きいただきまして、ありがとうございます。

労働者委員

いや、とんでもないです。

部会長

非常にいい会だったと思います。

使用者委員の方、いかがですか。

(使用者委員なし)

部会長

行政はいかがでしょう。

海事振興部次長

では、事務局から、船員部会情報について簡単にご説明させていただきます。

現在、募集中のパブコメ4件をおつけしております。このうち、「安全統括管理者及び運航管理者の選任等の運用方法について」は、令和8年度から新たな運用の開始を予定している安統管と運航管理者の選任等について、その実務経験や選任要件、それぞれがやむを得ず不在になった場合の緊急時対応や運航管理者の外部委託等について、ご意見を伺おうとする内容になっております。

もう一件、「『内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン』の改定案の概要について」は、令和3年5月に成立した海事産業強化法により、新たに盛り込まれた船員の働き方改革、内航海運における取引環境改善及び生産性向上のため、内航海運業者と荷主がそれぞれ遵守すべき事項や望ましい協力の在り方等をまとめまして、令和4年3月に公表しておりますが、今般、内航海運業者の商慣行見直しを促進するために、望ましい取引の在り方や安定的な内航輸送の確保に向けた課題への取組例の事例の拡充等を改定してしようとするものです。パブコメには、当該ガイドラインの第2版として加筆修正したものも公開されておりますが、添付を省略しております。

続きまして、本省のプレス2件おつけしております。このうち、「陸上からの転職者の船員養成を拡大」というタイトルのものは、今年度から開催、検討を重ねてきております「海技人材の確保のあり方に関する検討会」並びに「海技教育機構の中期的なあり方に関する検討会」の中間取りまとめになります。添付資料は概要のみをおつけしておりますが、詳細資料は本省ホームページでご覧いただけます。

監理部のプレスは2件おつけしております。いずれも県内の工業高校もしくは工業系高校の生徒を対象とした取組でして、12月20日に開催した三菱重工神戸造船所内の施設見学報告と、1月23日に実施してきております、西芝電機株式会社のご協力による出前授業のお知らせです。

そのほかは、毎月同様、主なスクラップ記事と11月の内航海運輸送動向、12月分の月例経済報告をおつけしております。

事務局からの説明は以上でございます。

#### 部会長

ただいま、事務局から船員部会情報の説明につきまして、委員の皆様からご意見等がありましたら、お願いします。

#### 労働者委員

運輸監理部のリリースで、工業高校生が現場を見学。東播工業高校の1年生36名。何か人数少ないじゃない。せっかくやるなら、もっと拡大してやればいいのにと。思っ

#### 海事振興部次長

これは学校側から、この人数で行いたいとこちらにお申込みがあったもので、こちらから人数を募集するのではなく、逆のパターンでしたので、これ以上増やすことができない形のものでした。

#### 労働者委員

こんないい機会なんだから、広く周知して、どうぞ皆さん、県内の高校の皆さん、

来ませんかぐらいやってもいいと思いますので、ぜひ。

#### 海事振興部次長

今は、工業系高校、例えば機械科とか電気科とか、そういったところにターゲットを絞って働きかけをして、効率を上げようとする取組になってます。ですので、対象の学科の先生の集まりに出向いて行って、こちらの活動の趣旨をご説明して、直接、ご相談を受ける形にしていってる状況です。

#### 労働者委員

分かりました。ありがとうございます。

#### 部会長

工業系の高校生ですから、造船船舶用事業には親和性が高いだろうなというところで、うまく成功していただいたらいいなというところがあります。大学のキャンパスでやってますと、とにかく海運各社初め海事関連企業から、機関士がいらないないと言われていて、何とかならんもんですかねということがあるんですけど。

#### 労働者委員

いや、エンジニア不足となると深刻です。

#### 部会長

いろんな船員になるルートが、ああだこうだという議論もいっぱい行われているところがあって、ぜひうまくいけばいいなと思うんですけど。

1点だけ、僕が思うのは、有料船員紹介事業をどうするかという議論があって、何であんなのが出てくるのかなって、個人的には思ってます。結局、パイが少ない中で有料船員紹介事業をやっても紹介事業者が得するだけで、業界は得しないような気がするんです。

#### 労働者委員

おっしゃるとおりです、本当おっしゃるとおりです。A社からB社へごそっとロットでA、B、C、Dって異動させて、うまみを得る紹介会社が増えるだけで、全くそれによって船社はメリットを得ないです。なぜ、あの発想が出てくるのか意味分からなかった。

#### 部会長

というわけで、大事なのは関係の企業、団体、大学、学校を含めて、一生懸命やるのが大切なのかなと個人的には思っていて、そちらに何とかお金が出ないのかなとは思ってるそこではあります。

## 公益委員

1点、よろしいですか。今のエンジニア不足等も少し関係するようにも思いますが、本省からのプレスで、陸上からの転職者を拡大する中で、ハローワークとの連携強化、この部会でも何度か話題になった件が挙げられてまして、省庁をまたぐので非常にハードル高いだろうなど僕は想像してるんですけど、実際にこのようなことが目標に掲げられてまして、具体的にどのような連携を想定されているのか、何か情報ありますでしょうか。

## 船員労政課長

現時点で本省からは、どのようなことができるのか具体策をこれから検討し、新年度以降、本省で施策を決めて、各地方運輸局に指示が降りてくると聞いております。

## 公益委員

船員になろうと思っている人が情報を得るという意味では、そんなに差し支えない段階になっているのかなとは思いますが、船員はあんまり意識せずにハローワークに行った方に、いかに訴求するかが大事かと思っておりますので、何となく検索したら船員がヒットすることになってくれるといいなと考えております。

## 船員労政課長

私どもとしては、2月9日に海技者セミナーを開催するのですが、今回の開催に当たっては、未経験者の方も大歓迎といったチラシも作成し、ハローワークにもお持ちして、窓口での紹介を依頼するなどの取組はしております。

先ほどありました工業高校に対し、造船船舶用事業の話は船舶産業課になるのですが、私ども船員労政課としては、船員を就職先の一つとして考えていただくために、卒業後、海運会社への就職であったり、海上技術短大等への進学などについて、紹介するとともに、昨年夏にも開催した練習船における体験航海の参加要請など、できるだけ裾野を広げるような活動は行っております。

## 部会長

2月のセミナーは、航海・機関の学生にも宣伝しましたので。

## 船員労政課長

ありがとうございます。

今回は、過去最大規模となる91事業者に参加いただきますので、少しでも多くの学生・求職者の方に、ご来場いただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

部会長

ほかにございませんでしょうか、よろしいでしょうか。

労働者委員

今の話で、ハローワークじゃないけど、今、ネットでできるようになったじゃないですか、海のほう。あれの利用状況ってどうですか、把握してない。大分拡大、ネットでの申込みというか、そういうのが拡大してるのか。名前、正式名称を忘れちゃったけど。

船員労政課長

月々で結構波はあるのですが、このたび12月の求人申請については、利用率は54%でした。

労働者委員

全体の54%がネットで。

船員労政課長

そうです。

求職申請については5件中、0件だったのですが、ゼロは珍しいことです。

労働者委員

まだ、知られてないのものもあるのかな。

船員労政課長

すでに1年以上運用されておりますし、ある程度認知されていると思います。利用率が高い月も見受けられます。

労働者委員

ありがとうございます。

部会長

ほか、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

部会長

特にございませんか。なければ、進行を事務局にお返しします。

海事振興部次長

部会長、議事進行をありがとうございました。

説明がうまくできない部分があり、資料を持参していなかったのも、申し訳ありませんでした。

本日の部会は、これにて終了させていただきます。

次回の船員部会は、2月21日金曜日の15時半から、この場所で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。